六　母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

七　母子保健法第二十二条第一項の母子健康包括支援センターが行う同条第二項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務　当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

第三十九条　法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　略］

三　被措置未熟児、当該被措置未熟児の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

四　［略］

第四十条　法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　［略］

二　［略］

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る一般受給資格者又はその者と生計を一にする子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　［略］

第四十三条　法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［略］

二　高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

ロ　市町村民税に関する情報

［三～十三　略］

第四十三条の三の二　法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

［一～五　略］

六　母子保健法第十九条の未熟児の訪問指導に関する事務　当該訪問指導に係る乳児に係る同法第十三条第一項の規定による乳児に対する健康診査に関する情報

七　母子保健法第二十二条第一項の母子健康包括支援センターが行う同条第二項第二号から第五号までに掲げる事業の実施に関する事務　当該事業の実施に係る妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る乳幼児健康診査に関する情報

第三十九条　法別表第二の七十の項の主務省令で定める事務は、母子保健法第二十一条の四第一項の費用の徴収に関する事務とし、同表の七十の項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

［一・二　同上］

三　被措置未熟児又は当該被措置未熟児の扶養義務者に係る市町村民税に関する情報

四　［同上］

第四十条　法別表第二の七十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。以下この条及び次条において同じ。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該請求に係る一般受給資格者（児童手当法第七条第一項の一般受給資格者をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る市町村民税に関する情報

ロ　［同上］

二　［同上］

三　児童手当法第二十六条（同条第二項を除き、同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

ロ　［同上］

第四十三条　法別表第二の八十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　［同上］

二　高齢者の医療の確保に関する法律第八十四条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

［号の細分を加える。］

［三～十三　同上］

第四十三条の三の二　法別表第二の八十五の項の主務省令で定める事務は、昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）第五条（同令第十六条において読み替えて準用する場合に限る。）の届出に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の八十五の項の主務省令で定める情報は、当該届出を行う者に係る次に掲げる情報とする。

［一～五　同上］